

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	サービス付き高齢者向け住宅登録事業の所在不明者等に関する登録の取消		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第27条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第27条 別紙のとおり		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

## 別紙

### 処分基準

#### 高齢者の居住の安定確保に関する法律

(所在不明者等の登録の取消し)

第二十七条 都道府県知事は、登録事業者の事務所の所在地又は当該登録事業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在)を確知できない場合において、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該登録事業者から申出がないときは、その登録事業の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。